

コロンビアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

コロンビア共和国（スペイン語では「República de Colombia」。英語では「Republic of Colombia」。以下「コロンビア」という）は、南米大陸北西部に位置し、カリブ海と太平洋の両方に面する共和国である。北西はパナマ、東はベネズエラ及びブラジル、南はペルー及びエクアドルに接している。

16世紀初頭から始まるスペインの植民地時代には、コロンビアは「エルドラド」（黄金郷）と呼ばれた。1538年にスペイン人が現在の首都ボゴタを占領し、1717年に「ヌエバ＝グラナダ副王領」となった。1810年にコロンビアは独立を宣言したものの、スペイン軍との戦闘は継続していたが、シモン・ボリーバル率いる独立派等の尽力により、1819年には現在のコロンビア、ベネズエラ、エクアドル、パナマ等を含む「グラン・コロンビア共和国」（大コロンビア共和国）が成立した。その後、ベネズエラ、エクアドル、パナマの相次ぐ独立と、コロンビアにおける長期にわたる政変及び内戦等により、コロンビアは不安定化したが、民政化した1958年以降は、基本的に保守党及び自由党による二大政党制が定着した。近時は、保守党及び自由党以外の新たな政党が有力化している。

コロンビアは、コーヒー豆、バナナ、サトウキビ等の農産品の生産量が多い他、エメラルド、石炭、原油、ニッケル鉱等の鉱物資源も豊富である。また、コロンビアは、世界最大のコカイン生産国であったが、最近では、不法栽培の取締りが強化されたことにより、コカイン生産量は大幅に減少しているといわれている。

約4900万人いるコロンビア国民のうち、メスチソ（先住民と白人の混血）が58%、白人が20%、ムラート（白人と黒人の混血）が約14%、黒人が約4%、サンボ（先住民と黒人の混血）が約3%、先住民が1%という構成となっている。公用語は、スペイン語のほか、先住民の言語である²。このように、コロンビアは、地域、民族、言語、文化等の面で多様性を有するという特徴がある。

コロンビア政府は、従来、コロンビア革命軍（FARC）及び民族解放軍（ELN）等の左翼ゲリラとの和平交渉を続けてきた。2016年9月、サントス大統領率いるコロンビア政府と

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるコロンビアの概要及び歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2017年版』（二宮書店、2017年）443～444頁等を参照した。

FARC は、52 年間にわたる内戦の終結等を定めた最終合意文書に署名した³が、同年 10 月の国民投票により和平合意は僅差で否決された。しかし、同年 11 月、コロンビア政府は、新たな和平合意を FARC との間で締結し、議会の承認を得た（但し、この新たな和平合意案は、国民投票に付されなかった）。その結果、2017 年に FARC の武装解除及び合法政党化が実現した。また、現在は、コロンビア政府と ELN の間でも、一部停戦合意が実現している。

コロンビアは、世界貿易機関（WTO）に加盟しており、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉にも参加している。コロンビアは、メキシコ、チリといった中南米の国だけでなく、米国⁴、カナダ、EU、EFTA、韓国等との間で自由貿易協定（FTA）を締結し（いずれも発効済み）、自由貿易を推進する外交政策を進めている⁵。また、コロンビアは、他の南米諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、コロンビアは、アンデス共同体（CAN）⁶の創設メンバー国であり、また、南米南部共同市場（メルコスール⁷。スペイン語では「MERCOSUR」）の準加盟国でもある。さらに、2012 年には、コロンビア、メキシコ、ペルー及びチリは、中南米の太平洋沿岸国たる加盟国間の経済的統合、域内での物品・サービス・資本・ヒトの移動の自由の達成、アジア太平洋地域との関係強化を目指して、「太平洋同盟」（スペイン語では「Alianza del Pacífico」）を設立した⁸。

コロンビアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。コロンビアは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であ

³ 2016 年 10 月、サントス大統領は、FARC との停戦合意を成立させたことにつき、ノーベル平和賞の授与が発表された。しかし、コロンビア国内では、FARC が過去長期間にわたり大量殺人や誘拐等を行ってきたにもかかわらず和平合意を決定したサントス大統領に対するノーベル平和賞の授与の是非につき、国論が二分する状況となった。

⁴ コロンビアは、従来から、ほぼ一貫して親米政策を採っており、米国企業のコロンビア進出も盛んである。

⁵ 日本とコロンビアの間では、投資協定が 2015 年に発効している。また、現在、経済連携協定（EPA）の交渉が行われている。

⁶ アンデス共同体の域内では関税が撤廃されてアンデス自由貿易圏が形成され、また、対外的には共通関税（関税同盟）を実施している。アンデス協定決定による「共通知的財産法」は、特許及び商標等の知的財産権について方式要件及び実体要件を詳細に規定し、各加盟国の法制度を拘束している。アンデス共同体の現在の加盟国は、コロンビア、ペルー、ボリビア及びエクアドルの 4 か国であり、準加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ及びチリの 5 か国である。

⁷ メルコスールは、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995 年に発足した。メルコスールの現在の加盟国は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビア及びベネズエラ（但し、2017 年 8 月、メルコスールは、ベネズエラを無期限の資格停止処分とした）の 6 か国であり、準加盟国は、コロンビア、ペルー、エクアドル、ガイアナ、チリ及びスリナムの 6 か国である。現在、アンデス共同体とメルコスールの自由貿易地域創設に向けた交渉が行われている。

⁸ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/andes/andina_gaiyo.html

⁸ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/taiheiyo.html>

ることから、コロンビアの法制度は多くの点で、スペインの法制度⁹の影響を受けているほか、フランス、ドイツ及びイタリア等の欧州諸国や米国の法制度の影響を受けている。成文法主義を採るコロンビアの法制度における法源は、①憲法、②条約、③法律、④行政命令に大きく分けられる¹⁰。

コロンビアは、1980年代以降、ラテンアメリカ諸国の中で最も安定した経済成長を続けた。現在のコロンビアの経済規模は、日本の大阪府と同程度となったといわれている。日本とコロンビアの相互交流が活発になり、日本企業のコロンビア進出が増加するに伴い、日本企業がコロンビアにおける法律問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、コロンビアの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、コロンビアの法制度の概要を紹介することとしたい。

II 憲法

1 総説

現行のコロンビア憲法は、1991年に制定されたものであり、1991年7月4日に公布された。この憲法は、1886年憲法に取って代わるものであり、1830年以降のコロンビアにおける9つ目の憲法である¹¹。

現在のコロンビア憲法は、全380か条からなる（経過規定等を除く）。また、各条文も、日本国憲法の条文よりはるかに長く、詳しいものとなっている。

コロンビア憲法の体系は、表1のとおりである¹²。

表1：コロンビア憲法の主な体系（2013年までの改正を反映）

前文	
第1編 基本原則	
第2編 権利、保障及び義務	第1章 基本的権利、第2章 社会的、経済的及び文化的権利、第3章 集団的権利及び環境、第4章 権利の保護及び行使、第5章 義務及び拘束
第3編 住民及び領土	第1章 国籍、第2章 市民権、第3章 外国人、第4章

⁹ スペインの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第4回 スペイン」(『国際商事法務 Vol.41, No.1』(国際商事法研究所、2013年)所収)を参照されたい。

¹⁰ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Colombia1.html>

¹¹ 1991年憲法による改正点は数多いが、例えば、全ての地下資源を国家が所有する旨の明文規定が置かれた。

¹² コロンビア憲法の英語訳(2013年までの改正を反映したもの)は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Colombia_2013.pdf?lang=en

	領土
第 4 編 民主的参加及び政党	第 1 章 民主的参加の方式、第 2 章 政党及び政治運動、第 3 章 野党の地位
第 5 編 国家の組織	第 1 章 国家の構造、第 2 章 公共サービス
第 6 編 立法府	第 1 章 構成及び機能、第 2 章 会期及び活動、第 3 章 制定法、第 4 章 上院、第 5 章 下院、第 6 章 国会議員
第 7 編 行政府	第 1 章 共和国大統領、第 2 章 政府、第 3 章 副大統領、第 4 章 閣僚及び行政部局の長官、第 5 章 行政機能、第 6 章 例外的状態、第 7 章 公権力、第 8 章 国際関係
第 8 編 司法府	第 1 章 総則、第 2 章 通常裁判権、第 3 章 行政紛争裁判権、第 4 章 憲法裁判権、第 5 章 特別裁判権、第 6 章 国家法務長官事務局、第 7 章 司法最高評議会
第 9 編 選挙及び選挙制度	第 1 章 参政権及び選挙、第 2 章 選挙部局
第 10 編 監督組織	第 1 章 共和国会計検査院事務局、第 2 章 検察庁
第 11 編 地方組織	第 1 章 総則、第 2 章 部門別体制、第 3 章 地方自治体の体制、第 4 章 特別の体制
第 12 編 経済的及び公共財政的体制	第 1 章 総則、第 2 章 発展計画、第 3 章 予算、第 4 章 財源の配分及び管轄権、第 5 章 国家及び公共サービスの社会的目的、第 6 章 中央銀行
第 13 編 憲法改正	
経過規定	

2 統治機構

コロンビアは、共和制国家であり、三権分立及び議会制民主主義を採用している。

(1) 立法府

コロンビアの立法府たる議会は、上院と下院で構成される両院制が採用されている。

上院議員の定数は 102 名、下院議員の定数は 166 名である。上院議員と下院議員のいずれも、任期は 4 年であり、比例代表制により選出される。

議会の責務としては、①法律を制定、解釈、改正又は廃止すること、②条約を批准すること、③予算を策定し決算を承認すること等が挙げられる。

なお、議会は解散されることはない。

(2) 行政府

行政府は、大統領、副大統領、閣僚（16 名）及び行政部局の長官等により構成される。

大統領は、国家元首であり行政府の長でもある。大統領は、副大統領と共に、直接選挙で選出される。大統領となり得るのは、出生によりコロンビア人となった 30 歳以上の者に限られる。大統領の任期は 4 年である。従来、大統領の再任は禁止されていたが、2005 年改正により、1 回に限り再任が可能とされた。

大統領の責務としては、①閣僚及び行政部局の長官を任命・罷免すること、②外交関係処理し、条約を批准のため議会に提出すること、③最高指揮官として軍を統率すること、④領土内における治安を維持すること、⑤国を防衛し、宣戦布告を行うこと、⑥議会の会期を開始・終了させること、⑦法案を承認・公布すること、⑧法律を執行するため、行政命令を發布すること、⑨議会の会期の初めに国政について報告すること等が挙げられる。

(3) 司法府

司法府は、憲法裁判所、最高裁判所、国家評議会、司法最高評議会、国家法務長官及び下級審裁判所により構成される。

憲法裁判所、最高裁判所、国家評議会の裁判官となり得るのは、出生によりコロンビア人となった者であり、弁護士資格を有し、懲役刑の判決を受けたことが無く、10 年以上司法府等に勤務している者に限られる。憲法裁判所、最高裁判所、国家評議会の裁判官の任期は 8 年であり、再任はできない。

憲法裁判所は、違憲法令審査権を行使する。憲法裁判所の裁判官は 9 名である。

コロンビアにおける通常裁判権を行使する司法裁判所としては、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所がある。最高裁判所は、民事事件、労働事件、刑事事件の最終審を管轄する。最高裁判所の裁判官は 23 名である。

その他、行政訴訟を管轄する裁判所として、行政裁判所もある。国家評議会は行政訴訟の最終審を管轄する。

司法最高評議会は、司法行政等を職責とする機関である。13 名の評議員から構成され、そのうち 6 名は行政部、7 名は規律部に所属する。司法最高評議会の評議員の任期は 4 年であり、再任はできない。

3 人権

コロンビア憲法の「第 2 編 権利、保障及び義務」(第 11 条～第 95 条)には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、コロンビア憲法においても、同様に保障されている。

コロンビア憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①死刑は、廃止されている (11 条)。

②自己に関する情報のコントロール権が明文で規定されている (15 条)。

- ③追放刑及び終身刑は、廃止されている（34条）。
- ④家族に関する自由及び権利について、詳細な規定が置かれている（42条）。
- ⑤子どもの権利について、詳細な規定が置かれている（44条、50条）。
- ⑥社会保障について、詳細な規定が置かれている（48条）。
- ⑦公衆衛生及び環境保護について、詳細な規定が置かれている（49条）。
- ⑧スポーツ及びレクリエーションの権利が明文で規定されている（52条）。
- ⑨農作物生産及び農業融資について明文で規定されている（65条、66条）。
- ⑩遺跡及び文化遺産の保護について明文で規定されている（72条）。
- ⑪テレビ放送用電波の周波数帯域について明文で規定されている（75条、77条）。
- ⑫消費者団体は内部に民主的手続を有しなければならないこと等が明文で規定されている（78条）。
- ⑬国は自然資源の管理・保全につき責任を負うこと等が明文で規定されている（80条）。
- ⑭化学兵器・生物兵器・核兵器の製造・輸入・保有が明文で禁止されている（81条1項）。

III 民商法

コロンビアの現行の民法典である1887年民法典は、フランスのナポレオン民法典の強い影響を受けて策定されたチリの1855年民法典に類似している。コロンビアの現行の商法典は、1971年に制定された。商法典に規定されていない事項については、民法典の規定が適用される¹³。

コロンビアにおいて、契約交渉段階における当事者間は、「相互に契約締結という共通の目的を有する特殊且つ緊密な関係」（「契約締結前の関係」）にあると考えられている。コロンビアの商法典の中にも、「当事者は、契約準備期間を通じて、信義に基づき交渉を継続しなければならない」、「契約は、信義に基づき締結され履行しなければならない」との規定が含まれており、契約の交渉・締結・履行の全ての段階において信義に基づくことが要求されている。なお、コロンビアにおける「契約締結上の過失」責任が生じるためには、「過失」は必ずしも必要ではないと考えられており、むしろ「商人間の衡平や信義」に反するか否かが問題とされる。また、コロンビア最高裁判所によれば、「契約締結上の過失」責任が生じる場合の損害賠償の範囲については、相手方が被った損害のうち、直接的な費用や経費を補填する「信頼利益」に限られ、将来見込んでいた利益のような「逸失利益」は含まれない¹⁴。

¹³ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Colombia1.html>

¹⁴ 阿部博友著「Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任」（『明治学院大学法学研究 88号』（明治学院大学、2010年）所収）30～32頁。

IV 会社法

コロンビアでは、いくつかの種類の子会社が認められているが、コロンビアに投資しようとする外国企業は、コロンビアに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するコロンビア法人である。これに対し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しない。

コロンビアに子会社たる現地法人を設立するには、定款を作成し、会社所在地の商工会議所に登録する必要がある。現地法人を設立する場合の一般的な会社形態としては、①「株式会社」(S.A.)及び②「簡易型株式会社」(S.A.S.)がよく利用されている。これらの会社の特徴は、表2のとおりである。「簡易型株式会社」(S.A.S.)は、2008年の法改正により認められたもので、「株式会社」(S.A.)に比べ、会社設立手続、株主数、資本金、株主総会等の点で簡略化されており、外国投資家がコロンビアに現地法人を設立する場合における利用が増加している。但し、「簡易型株式会社」(S.A.S.)は、銀行業、保険業その他の金融業を営むことは認められず、また、公開会社になることもできないという制約がある。

支店によりコロンビアで事業を行う場合、支店の名称、事業目的、住所、事業期間、支店の代表者、割当資本額及び会計監査人等を定め、支店所在地の商工会議所に登録する必要がある。支店は、独立した法人格を有しないため、支店の負う債務・責任は、外国企業本社が負うこととなる。

表2：コロンビア法における主な会社の種類

名称	スペイン語	特徴
株式会社	Sociedad Anónima (S.A.)	原則として、株主の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無い。株主は、個人及び法人のいずれでもよいが、5名以上でなければならない。いずれの株主も、自己株式を除く発行済株式総数の95%以上を保有してはならない。設立時には、授権資本額の50%以上の引受、及び引受額の3分の1以上の払込が必要。3名以上の取締役(外国人や法人でも可)からなる取締役会の設置が必要。会社の業務執行は、執行役員によって行われる。会計士資格を有する外部会計監査人の設置が必要。
簡易型株式会社	Sociedad por Acciones Simplificada (S.A.S.)	原則として、株主の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無い。株主は、コロンビア人でも外国人でもよく、1名でも可。設立手続期間

		<p>及び設立目的についての規制無し。定款所定の資本金は、2年以内に払い込めばよい。取締役会の設置は任意。会社の業務執行は、執行役員によって行われる。会計士資格を有する外部会計監査人の設置は、原則として、不要。</p>
--	--	---

V 民事訴訟法

コロンビアの現行の民事訴訟法典は、2012年に制定された。

コロンビアの民事訴訟では、三審制が採られており、対審構造に基づく裁判手続が行われている。民事訴訟では、陪審制は採用されていない。

商事事件の裁判の場合、原則として、1年以内に判決を下さなければならない（一定の要件を満たす場合、6か月の延長が可能）ことが規定されている（但し、訴訟手続が停止又は中断された場合等の例外的な場合を除く）。しかし、実際には、コロンビアの裁判所では大量の訴訟事件が滞留しているため、第一審の場合、裁判所の事件受理から判決まで、約3年を要するといわれている。コロンビアの従来民事訴訟手続においては、書面による審理が中心であり、証人尋問等についてのみ口頭弁論が行われるのが通常であったが、2014年に施行された新しい民事訴訟法の下で、公開の口頭弁論手続を2回行うこと、及び法定期限内に判決をしない場合にペナルティを課すことにより、訴訟手続の迅速化及び滞留した大量の訴訟事件の処理を進めることが図られている¹⁵。

商取引に関する紛争解決手段としては、仲裁の利用が検討されることも多い。コロンビアは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆる「ニューヨーク条約」）に加盟しており、2012年にUNCITRALモデル法に準拠した近代的な仲裁法が施行されたこともあいまって、仲裁の利用件数が増加する傾向にある。

VI 刑事法

コロンビアの現行の刑法典は、2000年に制定された。また、刑事訴訟法典は、2004年に制定された。

コロンビアの1938年以降改正された刑法典は、もともとはスペイン刑法を継受したものであり、犯罪を軽罪及び重罪に分類している。しかしながら、コロンビアにおいて言い渡される最高刑は、犯罪の種類に関わらず、24年とされている（スカンジナビア法と類似している）。また、100年以上前に、死刑は廃止された¹⁶。

¹⁵ 齋藤梓著「コロンビアにおける紛争解決手段」（『商事法務ポータル』所収）

¹⁶ <https://www.lawstudies.com/Colombia/>

「白い三角地帯」と呼ばれるペルー、ボリビア及びコロンビアの3か国は、コカインの生産地として世界的に知られている。しかし、コカイン生産をめぐる状況は、3か国とも同じというわけではない。1980年代におけるコカの栽培量は、ペルーが55%、ボリビアが35%、コロンビアが10%という比率であった。当時は、主にペルー及びボリビアで生産されたコカの葉がコロンビアに運ばれてコカインが精製され、米国に輸出されるという国際分業の図式であった。しかし、その後、コロンビアでのコカの栽培が増大し、2000年には70%を超える栽培面積を占めるようになった。これにより、コロンビア国内で、コカインの原料生産、精製、流通までが展開されるようになった。以上のように、いずれの時期においても、コロンビアがコカインの精製、流通の中心的な役割を果たしてきた理由は、コカインの最大消費地である米国に、3か国の中で最も地理的に近いという点にあるといえよう¹⁷。また、コロンビアにおけるゲリラ組織がコカイン産業を資金源としていたという点も指摘できる。

以上のようなコロンビアにおけるコカイン産業の跋扈に厳然と立ち向かったのが、2002年の大統領選挙で勝利したウリベ大統領であった。ウリベ大統領は、国内における治安を最優先の政策課題とし、ゲリラ組織に対抗するため、軍・警察組織の増強、警察の手の届きにくい地域への1万人規模の志願兵の派遣、民間レベルの情報ネットワークの強化、有益な情報を提供した者に対する報奨金の付与、武装勢力に属する兵士への投稿の呼び掛け等を行った¹⁸。これらの対策が功を奏し、ゲリラ組織は著しく弱体化した。また、麻薬犯罪対策として前政権が策定した「プラン・コロンビア」（軍事的な性格が強い政策）を継承する「第二プラン・コロンビア」（軍事的な性格より社会開発に重点を置いた政策）を掲げ、国内避難民対策等の人権問題にも配慮した政策を採用した¹⁹。ウリベ政権の政策を継承するサントス政権においても上記の方向性は維持され、コロンビア政府は、警察によるコカ取引組織の壊滅に向けた厳しい措置をとる一方、薬物規制当局による啓蒙・教育活動等により薬物犯罪を撲滅させようと努力している。

VII 参考資料

以上、コロンビア法の概要を簡単に紹介してきたが、コロンビア法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。しかし、コロンビア法について英語で紹介・解説した文献はインターネット上で比較的多く存在する。コロンビア法を英語で調査するための情報

¹⁷ 二村久則著「コカイン産業」(『コロンビアを知るための60章』(明石書店、2011年)所収) 175～176頁。

¹⁸ 二村久則著「ウリベ政権」(『コロンビアを知るための60章』(明石書店、2011年)所収) 117頁。

¹⁹ 二村久則著「プラン・コロンビア」(『コロンビアを知るための60章』(明石書店、2011年)所収) 196～200頁。

源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: An Introduction to Colombian Governmental Institutions and Primary Legal Sources」²⁰等が参考になる。

コロンビアの法令は、(若干の日本語訳及び英語訳はあるものの、) スペイン語で記述されており、また、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、今後のコロンビア市場の重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、コロンビアの法制度の動向については引き続き注視していく必要があるだろう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.45 No.12』（国際商事法研究所、2017年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第8回 コロンビア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁰ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Colombia1.html>